

～犬の咬傷事故を防ぐために～

最近、犬による咬傷・危害事故が多く発生しています。重大事故を防止するために、以下の事に気をつけて飼養しましょう！

1. 犬は人の生命、身体及び財産に危害を加えるおそれのない場所で、常時けい留して飼うか、きちんと檻に入れて飼育してください。

※首輪や鎖は消耗品です。古くなって壊れる前に取り替えてください。

※檻等の飼養施設では破損個所がないようにしてください。また、犬の飛び出しや扉の閉め忘れによる犬の逸走が発生しないように注意してください。

2. 犬を飼っていることを周囲に知らせてください。

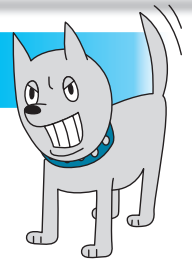
※特に、ランニングチェーン(長いワイヤーに犬のリードをとおし、犬が広く走れるようにしたもの)は、犬の行動範囲が予想しにくく注意が必要です。

3. 犬の習性を正しく理解し、危害の発生防止に努めて下さい。

※犬の食餌中は手を出さないようにしましょう。

※子犬を連れている犬には手を出さないようにしましょう。

※急に走ったり、驚かさないようにしましょう。



『光化学スモッグ』が発生しやすい時期です！

1. 光化学スモッグとは？

図のように、自動車や工場などから排出される窒素酸化物や炭化水素などが、太陽からの強い紫外線を受けて光化学反応を起こし、オゾンなどの光化学オキシダント(酸化性物質)に変化します。この濃度が高くなると、白いモヤがかかったようになります。これが『光化学スモッグ』と呼ばれています。最近では大陸からの移流による影響も指摘されています。

2. 光化学スモッグが発生しやすい気象条件

「光化学スモッグ」は、3～10月頃にかけて日差しが強く、気温が20～25℃以上、風が弱い(3m/s以下)日に発生しやすくなります。

一日のうちでは、午前10～11時頃から濃度が上昇しはじめ、午後1時～4時頃に最も濃度が高くなります。太陽が沈んだ日没後には徐々に濃度は低くなります。



▲『光化学スモッグ』のメカニズム

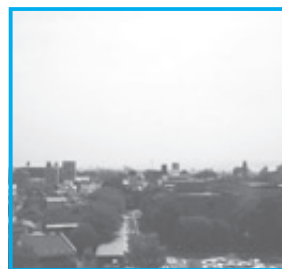
3. 健康への影響は？

人によって違いがありますが、敏感な眼、鼻、のどが影響を受けやすく、主な症状は「眼のチカチカやショボショボ」「涙流れ」「のどのイガイガや痛み」などです。濃度が高くなればなるほど刺激が強くなるため、症状が悪化します。

4. 体に異常(被害)がでたらどうすればいいの？

「光化学スモッグ注意報」が出たら、できるだけ早く屋内に入りましょう。また、排気ガスを出さないために車の使用を控えてください。

目のチカチカやのどのイガイガ、痛みなどがでたら、水道水などのきれいな水で洗顔、洗眼、うがいを十分に行い安静にしてください。それでも回復しない場合や、咳や頭痛など他の症状が続く場合は、病院で診察を受けてください。



▲光化学スモッグの状態



▲光化学スモッグのない青空

5. 光化学スモッグ等大気汚染観測データは、次のアドレスで提供しています。

【PC用】 <http://taiki.pref.kumamoto.jp/kumamoto-taiki/index.htm>

【携帯用】 <http://taiki.pref.kumamoto.jp/kumamoto-taiki/mobile/index.htm>

PCからは、県庁ホームページ

(<http://www.pre.kumamoto.jp/>) → 環境 → 熊本大気汚染情報でご覧頂けます。

携帯電話からは右のQRコードでご覧いただけます。

また、光化学スモッグの発令・解除は、テレビ、ラジオ等を利用して周知しています。



QRコード

毎年誕生月に「ねんきん定期便」が届きます。

送付対象は国民年金、厚生年金に加入中の方です。
お知らせする内容は

- ①年金加入期間(加入月数、納付済月数等)
- ②50歳未満の方…加入実績に応じた年金見込額
50歳以上の方…「ねんきん定期便」作成時点の加入
制度に引き続き加入した場合の将来の年金見込額
既に年金受給中(全額停止中も含む)の方には年
金見込額は通知しません。
- ③保険料の納付額(被保険者負担分累計)
- ④年金加入履歴
- ⑤厚生年金のすべての期間の月毎の標準報酬月額※1・
賞与額、保険料納付額
- ⑥国民年金のすべての期間の月毎の保険料納付状況
(納付、未納、免除等の別)
(平成22年度以降は、①～③について更新してお知
らせします。また⑤、⑥については直近一年分をお知らせし
ます。35、45、58歳の方々に対しては平成21年度と同じ
内容を更新してお知らせします。)

上記内容を確認いただき、「もれ」や「誤り」がある場合は
「年金加入記録回答表」に記入し、返送してください。「も
れ」や「誤り」がない場合は回答の必要はありません。た

だし水色の「年金加入記録回答票」が同封されている方
(58歳になられる方、「ねんきん特別便」にご回答いただ
いていない方など)は「もれ」や「誤り」がない場合も、必ずご
回答ください。

※すでに「ねんきん特別便」などで訂正の申し出をいただ
いている期間についてはあらたに申し出ていただく必
要はありません。「ねんきん特別便」で申し出いただ
いた期間について社会保険業務センター等で調査・確
認をし、調査結果を送付します。

わからないことや疑問な点があれば『ねんきん定期
便専用ダイヤル』へ! **0570-058-555**

受付時間 月～金曜日:午前9時～午後8時まで
第2土曜日:午前9時～午後5時まで

※1 標準報酬月額とは…事業主から労働の対償とし
てうける通貨・現物を問わず、すべてのものをいいま
す。例えば給料のほか、超勤手当、家族手当、通勤手
当などで、所得税、住民税を控除される前のものにな
ります。

個人住民税の納税義務のある 公的年金受給者の方へのお知らせ



平成21年10月から、公的年金に係る所得に対する
個人住民税(道府県民税・市町村民税)のお支払い方
法が変わります。今回の制度導入により、個人住民税が
公的年金から特別徴収(天引き)されることとなります。

○対象者(次のいずれにも該当する方)

- 平成21年4月1日現在で、
- 年齢が65歳以上の公的年金受給者で、個人住
民税の納税義務のある方
- 年額18万円以上の老齢基礎年金又は老齢年金、
退職年金等を受給している方(介護保険料の特
別徴収と同様)

○対象となる税額

厚生年金、共済年金、企業年金などを含む全ての
公的年金等に係る所得額に応じた税額が特別徴収
(天引き)の対象となります。

ただし、その税額は、老齢基礎年金又は老齢年
金、退職年金から特別徴収(天引き)されます。

○実施時期

平成21年10月支給分の年金から
個人住民税の公的年金からの特別徴収制度では、
受給者が支払うべき個人住民税を社会保険庁などの
「年金保険者」が市町村へ直接納め、受給者には、年
金から個人住民税を差し引いた差額が支払われるこ
ととなります。

この制度は、個人住民税のお支払方法を変更する
ものであり、これにより新たな負担は生じません。

なお、特別徴収(天引き)の開始は、平成21年10月
支給分の年金からとなります。そのため、21年度の税
額の半分については、平成21年6月及び8月に普通
徴収(納税通知書により支払う方法)によって納めてい
ただくことになります。

※特別徴収される公的年金の種類および徴収され
る税額等は、6月に送付する納税通知書によって
お知らせします。